## OECD贈賄作業部会 第4期対日審査報告書

Executive Summary (仮訳)

OECD贈賄作業部会(WGB)による,本フェーズ4レポートは,日本に よる外国公務員贈賄防止条約(以下,「条約」という。)の履行及び執行に関し て評価し,勧告を行うものである。本レポートはこの点に関して,外国公務員 贈賄関連法令の執行に関するものを含め,日本の顕著な成果,課題,及び20 11年のフェーズ3審査以降日本が遂げた進展について詳述する。

条約の発効から20年が経過したが、WGBは日本が未だに外国公務員贈賄 罪を十分に実施していないことを引き続き懸念する。全体として、日本は46 件しか外国公務員贈賄の疑いのある事案を探知しておらず、その半分はWGB が日本に知らせたものである。知らされた46件の事案のうち,日本は30件 を捜査し、5件の外国公務員贈賄事案で12個人及び2法人の起訴に至った。 これは、日本の経済規模並びに日本企業がリスクの高い地域及び分野で活動し ていることに鑑みれば著しく低い。警察及び検察は外国公務員贈賄の捜査にお いて積極性が欠如している。一定の事案に関して法務省が伝達及び明確化を行 ったことにより、捜査の開始が不必要に遅れた(1年から9年)可能性があ る。WGBは外国公務員贈賄事案における警察の関与の欠如を引き続き懸念す る。捜査の早期の段階で捜査共助要請を行うという検察の決定を歓迎する一 方、WGBは日本の法執行機関が外国公務員贈賄の捜査において捜索・押収を 含む利用可能な強制的手段を日常的に活用していないことを懸念する。日本 は、外国公務員贈賄事案に関する証拠収集のより積極的なアプローチに向け、 任意の手段や自白への過度な依存を減らすべきである。加えて、外国公務員贈 賄罪の解釈にかかる経済産業省の役割及び特定の外国公務員贈賄事案における 法務省の関与は、条約第5条で禁止されている配慮に基づく不適当な影響の可 能性に関する懸念を生じさせる。

WGBは、外国公務員贈賄により得た収益の没収を可能にし、そうした収益 の資金洗浄を犯罪とした2017年6月の法改正を歓迎する。日本はまた、2 018年6月に新たな「合意制度」を導入し、それによって、事案の解決にお いて、計画の直接の情報を持つ者に対し、証拠を提出する、又は当局の捜査に 協力することを奨励することにより、日本が外国公務員贈賄事案をより効果的 に捜査及び解決することができるようになる可能性がある。しかしながら、い くつかの法令上の欠陥は残っている。日本企業に対する国籍に基づいた管轄権 は、賄賂を支払った者が日本人である場合、又は日本にいる個人若しくは日本 人と共謀した外国人の場合にのみ存在する。いくつかの外国公務員贈賄事案が 公訴時効期間の経過によって終結となっていることから、日本は公訴時効期間 を延長すべきである。最後に、WGBは日本の外国公務員贈賄に対する制裁 が、法律上も運用上も、条約第3条の基準を十分に満たしていないことを懸念 する。日本はまたいくつかの分野で進展を示した。民間セクターにおける外国 公務員贈賄罪に関する意識向上に関する経済産業省の取り組みは日本の民間セ クターに高く評価されたものであるが、特に中小企業に関して更なる取り組み が必要である。公益通報者保護については、日本がさらに法律を2009年勧 告と整合させ、また報復のリスクを減少させる必要はあるものの、より普及し てきている。最後に、日本のODA及び輸出信用機関は、贈賄事案が発生した 際に然るべく職務を果たしているが、外国公務員贈賄の防止及び探知に一層能 動的に対応することもできる。

本レポートは、勧告を含め、日本から提供のあった情報、審査団の独自の調 査並びに2019年1月の東京におけるオンサイトビジットにおける日本の政 府関係者、民間セクター及び市民団体との議論に基づき、豪州及びノルウェー の専門家の所見を反映している。本レポートは2019年6月27日にWGB で採択された。日本は、外国公務員贈賄の執行に関する詳細とともに、全ての 勧告の履行状況について2年以内(2021年6月)に書面レポートをWGB に提出する。日本はまた、主要な勧告7c、12a、14b及び15aについて1年以 内に書面レポートを提出する。日本がその時に十分な進展を示していない場 合、WGBは外国公務員贈賄罪の日本の執行を強化するための解決策を検討す るために専門家ミッションを組織する。